

渋谷区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業要綱

平成24年 3月19日 制 定
令和 7年 3月31日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、渋谷区震災対策総合条例（平成8年渋谷区条例第19号）及び渋谷区耐震改修促進計画に基づき、区内の特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者が、当該建築物の補強設計、耐震改修工事、除却工事又は建替え工事を実施するに当たり、これを側面から支援するとともに費用の一部について予算の範囲内で助成することにより、地震に対する建築物の安全性を向上させ、地震発生時における建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域避難路及び輸送路を確保し、もって災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、社会资本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）16－（12）住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱（令和7年3月31日付国住街第145号、国住市第99号、国住木第111号）及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「方針」という。）に基づく非木造に係る耐震診断をいう。
- (2) 補強設計 耐震診断の結果、Is値（方針に規定する鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等の構造耐震指標の値をいう。以下同じ。）が0.6未満相当である建築物について、建築物の耐震性の向上を図る補強方法等を計画し、Is値が0.6以上相当とするような設計等を行うことをいう。
- (3) 耐震改修工事 補強設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的として実施する建築物の補強工事をいう。
- (4) 除却工事 耐震診断の結果により耐震改修工事を検討した上で、現に存する建築物を除却することをいう。
- (5) 建替え工事 現在ある建築物を除却し、引き続き同一の敷地で新たに建築物を建築することをいう。
- (6) 耐震化指針 耐震化推進条例第6条第1項に規定する耐震化指針をいう。
- (7) 特定緊急輸送道路沿道建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律

第123号。以下「耐震改修促進法」という。) 第14条第3号に掲げる通行障害建築物で、その敷地が東京都耐震改修促進計画に定める特定緊急輸送道路に接するものをいう。

- (8) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分1分の未満のもの)を含む。
- (9) 区分所有建築物 区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建築物をいう。
- (10) 分譲マンション 2以上の区分所有者が存する又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。)に基づく認定買受人が所有する区分所有建築物で、人の居住の用に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。)がある共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (11) 共有建築物 共同で所有する建築物をいう。
- (12) 耐震化事業等 この要綱に定めるところによって行われる特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計、耐震改修工事、除却工事又は建替え工事をいう。
- (13) 指定確認検査機関 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく指定確認検査機関のうち渋谷区を業務区域として指定を受けたものをいう。
- (14) 法適合状況調査 検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合性調査のためのガイドライン(平成26年7月国土交通省)に基づき、指定確認検査機関が行った建築基準法への適合状況の調査をいう。
- (15) 構造上複数棟 建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する複数棟をいう。
- (16) 設計図書 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第6項に規定する設計図書をいう。

(実施する事業)

第3条 区長は、第1条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 補強設計費用助成事業
 - (2) 耐震改修工事・除却工事・建替え工事費用助成事業
- 2 前項各号の事業は、次に掲げる交付金又は補助金を充て、予算の範囲内で実施するものとする。
- (1) 社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金
 - (2) 住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱に基づく補助金

(対象建築物)

- 第4条 前条第1項各号に掲げる事業の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、第6条に規定する事業要件を満たすものとする。
- (1) 原則として、建築基準法第6条に規定する確認を受けた一の建築物であること。
 - (2) 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）の施行日（昭和56年6月1日）前に建築工事に着手した建築物であること。
 - (3) 特定緊急輸送道路沿道建築物であること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるものについては助成対象建築物とすることができます。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、前条第1項第2号に掲げる事業にあっては、対象建築物において構造上複数棟があり、それぞれの棟が前項第2号から第4号までに掲げる要件を満たす場合は、それぞれの棟を対象建築物とすることができます。

(助成対象者)

- 第5条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、対象建築物の所有者とする。ただし、対象建築物が次の各号に掲げる建築物である場合は、助成対象者は当該各号に掲げる者とする。
- (1) 区分所有建築物 当該建築物の管理組合（区分所有法第3条の規定により設けられた団体をいう。）若しくは区分所有者の集会の議決で決定された代表者又はマンション建替え円滑化法に基づくマンション建替組合、個人施行者若しくは認定買受人
 - (2) 共有建築物 共同所有者全員の合意によって選出された代表者
- 2 前項に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める場合は、助成対象者とすることができます。

(事業要件)

- 第6条 第3条第1項第1号の補強設計費用助成事業の対象となる建築物は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 原則として、建築基準法及び関係法令に適合している建築物であり、かつ、建築基準法に定める検査済証が発行されているもの
 - イ 法適合状況調査の結果により建築基準法及び関係法令についての適法性が確認できるもの
 - ウ 法適合状況調査の結果により指定確認検査機関が指摘する不適合のうち、重大な不適合について又は建築基準法及び関係法令上の重大な不適合についての是正をする設計が同時に行われるもの
 - (2) 耐震診断の結果、Is値が0.6未満相当であること。

- (3) 耐震診断の結果について、第13条に規定する機関による評定等を受けたものであること。
 - (4) 耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者のうちいずれかの者が行う事業であること。
 - (5) 対象建築物が区分所有建築物である場合は、補強設計の実施について管理組合又は区分所有者の集会において有効な決議がなされていること。
 - (6) 対象建築物が共有建築物である場合は、共有者全員が補強設計の実施について合意していること。
 - (7) 既にこの要綱又は他の法令等による補強設計費用に係る助成を受けていない建築物であること。
- 2 第3条第1項第2号の耐震改修工事・除却工事・建替え工事費用助成事業の対象となる建築物は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 原則として、建築基準法及び関係法令に適合している建築物であり、かつ、建築基準法に定める検査済証が発行されているもの
 - イ 法適合状況調査の結果により建築基準法及び関係法令についての適法性が確認できるもの
 - ウ 法適合状況調査の結果により指定確認検査機関が指摘する不適合のうち、重大な不適合について又は建築基準法及び関係法令上の重大な不適合についての是正が同時に行われるもの
 - (2) 耐震診断の結果、Is値が0.6未満相当であること。
 - (3) 耐震改修工事又は建替え工事後にIs値が0.6相当以上相当であること。
 - (4) 耐震改修工事にあっては、耐震診断及び補強設計について第13条に規定する機関による評定等を受けたものであること。
 - (5) 令和8年3月31日までに着手していること。
 - (6) 東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱（平成28年4月1日付け27都市建企第1203号）第3条の規定に基づく耐震化工事中掲示物が当該耐震改修工事、除却工事又は建替え工事（以下「耐震改修工事等」という。）の現場に掲示されること。ただし、工事の安全上等の理由により掲示が容易ではない場合はこの限りでない。
 - (7) 対象建築物が区分所有建築物（認定買受人が所有する建築物を除く。）である場合は、耐震改修工事等の実施について管理組合又は区分所有者の集会において有効な決議がなされていること。
 - (8) 対象建築物が共有建築物である場合は、共有者全員が耐震改修工事等の実施について合意していること。
 - (9) 既にこの要綱又は他の法令等による耐震改修工事費用又は建替え工事費用に係る助成を受けていない建築物であること。

(助成対象経費)

第7条 第3条第1項各号に掲げる事業の助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補強設計費用助成事業 耐震改修工事についての補強設計に要する費用及び第13条の規定による補強設計の評定等に要する費用
- (2) 耐震改修工事・除却工事・建替え工事費用助成事業のうち耐震改修工事助成事業 耐震改修工事監理費及び耐震改修工事費用
- (3) 耐震改修工事・除却工事・建替え工事費用助成事業のうち建替え工事助成事業 建替え工事監理費及び建替え工事費用（前号の助成を受けて耐震改修工事を行った建築物を除く。）
- (4) 耐震改修工事・除却工事・建替え工事費用助成事業のうち除却工事助成事業 除却工事費用（第2号の助成を受けて耐震改修工事を行った対象建築物及び前号の助成を受けて建替え工事を行った対象建築物を除く。）

2 法適合性調査に要した費用並びに前条第1項第1号ウ及び第2項第1号ウの規定による不適合の是正に係る費用については、助成対象経費としない。

(助成金額)

第8条 耐震化事業等の助成金額及び限度額は、予算の定める範囲内において、建築物の種類に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、交付を受けようとする助成金に係る消費税法（昭和63年法律第108号）第30条に規定する仕入れに係る消費税額の控除（以下「消費税仕入税額控除」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。なお、申請時において当該補助金に係る消費税仕入税額控除が明らかでない場合は、この限りでない。

- (1) 分譲マンション 別表第1の額
 - (2) 分譲マンション以外の建築物 別表第2の額
- 2 分譲マンションであって I_s 値が0.3未満の耐震改修工事を実施する建築物は、別表第3の額を加算することができる。
- 3 前2項の規定により算定した助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(事前相談)

第9条 耐震化事業等の助成を受けようとする者は、全体設計又は助成対象承認に係る申請をする前に区長に事前に相談をすることができる。

(全体設計の承認)

- 第10条 耐震化事業等の助成を受けようとする者は、原則として、当該耐震化事業等が複数年度にわたるものに係る初年度の助成対象承認申請前に、事業費の総額、各年度の事業費及び事業完了予定時期等について区長が別に定める期日までに区長に申請し、承認を得なければならない。また、当該事業費の総額又は事業の予定等（軽微なものを除く。）を変更する場合も同様とする。
- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、全体設計の承認の可否を決定し、当該申請者に通知しなければならない。
- 3 第1項前段の事業完了予定時期は、承認する事業の最終年度内の区長が別に定める期日までとする。
- 4 区長は、前項の規定により承認をするに当たって、必要な条件を付すことができる。

(助成対象承認申請の承認)

- 第11条 助成対象として承認を受けようとする者は、耐震化事業等の着手（耐震化事業等に係る契約を締結することをいう。以下同じ。）前で、かつ、区長が別に定める期日までに区長に申請しなければならない。
- 2 前項の助成対象として承認を受けようとする者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成対象の承認の可否を決定し、当該申請者に通知しなければならない。
- 4 区長は、前項の規定により承認をするに当たって、必要な条件を付すことができる。

(耐震化事業等の着手)

- 第12条 前条第3項の規定により、助成対象の承認の通知を受けた者は、速やかに耐震化事業等に着手し、その旨を区長に届け出なければならない。

(評定等)

- 第13条 第3条第1項第1号の助成を受けようとする助成対象者は、事業の内容について、次のいずれかの機関により評定等を受けなければならない。
- (1) 東京都が協定を締結し、耐震改修促進法第17条、第22条及び第25条並びにマンション建替え円滑化法第102条の規定に基づく建築物の認定に際した評定を行う専門機関に指定した機関
- (2) 一般社団法人東京都建築士事務所協会渋谷支部耐震診断結果判定委員会

(検査)

- 第14条 区長は、耐震改修工事等の工程を指定し、工事の実施状況について中間検査及び完了検査を実施することができる。
- 2 前項の規定による工程の指定を受けた助成対象者は、当該工程に達する前までに区長に対し、前項の中間検査及び完了検査の依頼を行うものとする。
- 3 区長は、第1項の検査を実施した場合において、第11条第2項の規定による決定内容に変更が生じたときは、その旨を助成対象者に通知するものとする。

(事業変更申請)

- 第15条 助成対象者は、耐震化事業等の実施内容に変更が生じたときは、速やかに区長に申請し、変更内容について承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成対象の変更承認の可否を決定し、当該申請者に通知しなければならない。
- 3 助成対象者は、前項の規定による承認の通知を得た後でなければ、変更後の耐震化事業等に着手してはならない。

(耐震化事業等の取りやめ)

- 第16条 助成対象者は、耐震化事業等を取りやめるときは、速やかに区長に届け出なければならない。

(助成対象承認の取消し)

- 第17条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、第11条第2項の規定による助成対象承認の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により、当該承認を受けたとき。
- (2) 天災地変等その他の事情により、耐震化事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (3) 耐震化事業等を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 耐震化事業等を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
- (5) 耐震化事業等が、この要綱に定める助成対象承認の内容及びこれに付した条件に適合しないものと認められるとき。
- (6) この要綱又は法令に基づく区長の命令に違反したとき。

(耐震化事業等の完了及び助成金の交付申請)

- 第18条 助成対象者は、耐震化事業等が完了したときは、速やかに区長に耐震化事業等の完了を届け出て、交付申請をしなければならない。

2 第10条第2項の規定により全体設計の承認を受けた者は、各年度の出来高に応じて、区長に交付申請をしなければならない。

(助成金の交付決定)

第19条 区長は、前条第1項及び第2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、助成対象者に通知しなければならない。

2 助成対象者（助成金の交付を受けた者を含む。）は、耐震化事業等の完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入税額控除が確定した場合は、速やかに別に定める関係書類を添えて区長に報告をしなければならない。この場合において、区長が当該消費税仕入税額控除の全部又は一部の納付を命じたときは、助成対象者は、これを納付しなければならない。

(助成金の交付請求)

第20条 前条第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、通知を受けた後速やかに助成金の交付を区長に請求しなければならない。この場合において、交付決定者は、当該助成金の受領を耐震化事業等実施業者に委任することができる。

2 区長は、前項の請求があったときは、交付決定者又は前項後段の規定により交付決定者が助成金の受領を委任した耐震化事業等実施業者に助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取消し)

第21条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第19条第1項の規定による交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 助成対象の事業を予定期間内に着手しないとき又は完了しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の一部又は全部を取り消したときは、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第22条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、前項の規定による助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合

で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を、交付決定者に納付させることができる。

- 3 区長は、交付決定者に助成金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

（取得財産の処分）

第23条 交付決定者は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、耐震化事業等の完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあっては耐用年数）以内に区長の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

（報告及び検査等）

第24条 区長は、この要綱による助成金の交付に関し必要があると認めるときは、助成対象者又は交付決定者に対し、対象建築物に係る報告を求め、又は対象建築物を検査し、若しくは調査することができる。この場合において、助成対象者又は交付決定者は、これに協力しなければならない。

- 2 区長は前項の規定による報告又は検査若しくは調査の結果、必要があると認めるときは、耐震改修促進法第12条に基づく指導、助言又は指示を行うものとする。

（委任）

第25条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、都市整備部長が定める。

附 則（平成24年3月19日区長決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月19日区長決裁）

この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

附 則（平成26年1月7日区長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年1月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に着手している耐震診断の助成額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日区長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日区長決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月9日区長決裁）

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日区長決裁）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 施行前に、建築物の所有者が区に対して助成金の助成対象承認申請をしたものについては、改正前の要綱を適用する。

附 則（平成29年3月29日区長決裁）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 施行前に、建築物の所有者が区に対して助成金の助成対象承認申請をしたものについては、改正前の要綱を適用する。

附 則（平成30年5月31日区長決裁）

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

2 施行前に、建築物の所有者が区に対して助成金の助成対象承認申請をしたものについては、改正前の要綱を適用する。

附 則（平成31年3月29日区長決裁）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 施行前に、建築物の所有者が区に対して助成金の助成対象承認申請をしたものについては、改正前の要綱を適用する。

附 則（令和元年10月30日都市整備部長決裁）

この要綱は、令和元年10月30日から施行する。

附 則（令和2年3月31日区長決裁）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際に既に助成の対象として承認した事業については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月1日区長決裁）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際に既に助成の対象として承認した事業については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日区長決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和7年 月 日区長決裁）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前に承認を受けた耐震化事業等については、なお従前の例による。

別表第1 (第8条関係)

費用の区分	助成対象費用の限度額	助成額
補強設計に要する費用	<p>延べ面積に応じて次の1から3までを合計した額</p> <p>1 面積1,000m²以内の部分は5,000円/m²以内</p> <p>2 面積1,000m²を超えて2,000m²以内の部分は3,500円/m²以内</p> <p>3 面積2,000m²を超える部分は2,000円/m²以内</p>	助成対象費用以内の額
耐震改修、建替え及び除却に要する費用	<p>1 耐震改修の場合</p> <p>(1) 耐震診断の結果、Is値が0.3未満の分譲マンションで延べ面積が1,000m²以上のもの 55,200円/m²以内かつ1棟当たり552,000,000円以内の額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は83,800円/m²以内かつ1棟当たり838,000,000円を限度とする。</p> <p>(2)(1)以外の分譲マンションで延べ面積が1,000m²以上のもの 50,200円/m²以内かつ1棟当たり502,000,000円以内の額とする。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は83,800円/m²以内かつ1棟当たり838,000,000円を限度とする。</p> <p>(3)(2)延べ面積1,000m²未満の分譲マンション 34,100円/m²以内かつ1棟当たり341,000,000円以内の額</p> <p>2 建替えの場合 1に定める額又は耐震改修に要する費用相額のいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>3 除却の場合 1に定める額又は耐震改修に要する費用相額のいずれか少ない額かつ除却に要する費用を限度とする。</p>	<p>次の1から4までを合計した額</p> <p>1 助成対象費用の1/3以内の額(ただし、5,000m²を超える部分については助成対象費用の1/6以内の額)又は60,000,000円のいずれか少ない額</p> <p>2 延べ面積5,000m²以下の部分については助成対象費用の1/6以内の額、5,000m²を超える部分については助成対象費用の1/12以内の額</p> <p>3 1と2の合計額又は助成対象費用の1/3以内の額のいずれか少ない額</p> <p>4 助成対象費用の1/15以内の額</p>

※ 助成金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

別表第2 (第8条関係)

費用の区分	助成対象費用の限度額	助成額
補強設計に要する費用	<p>延べ面積に応じて次のアからウまでを合計した額</p> <p>1 面積 $1,000 \text{ m}^2$以内の部分は $5,000 \text{ 円}/\text{m}^2$以内</p> <p>2 面積 $1,000 \text{ m}^2$を超えて $2,000 \text{ m}^2$以内の部分は $3,500 \text{ 円}/\text{m}^2$以内</p> <p>3 面積 $2,000 \text{ m}^2$を超える部分は $2,000 \text{ 円}/\text{m}^2$以内</p>	助成対象費用の $5/12$ 以内の額
耐震改修、建替え及び除却に要する費用	<p>1 耐震改修の場合</p> <p>(1) 耐震診断の結果、Is 値が 0.3 未満相当の建築物 $56,300 \text{ 円}/\text{m}^2$以内かつ 1 棟当たり $563,000,000 \text{ 円}$以内の額 ただし、免振工法等を含む特殊な工法による場合は $83,800 \text{ 円}/\text{m}^2$以内かつ 1 棟当たり、$838,000,000 \text{ 円}$を限度とする。</p> <p>(2) (1)以外の建築物 $51,200 \text{ 円}/\text{m}^2$以内かつ 1 棟当たり $512,000,000 \text{ 円}$以内の額とする。ただし、免振工法等を含む特殊な工法による場合は $83,800 \text{ 円}/\text{m}^2$以内かつ 1 棟当たり、$838,000,000 \text{ 円}$を限度とする。</p> <p>(3) 住宅 $34,100 \text{ 円}/\text{m}^2$以内かつ 1 棟当たり $341,000,000 \text{ 円}$以内の額</p> <p>2 建替えの場合 1 に定める額又は耐震改修に要する費用相額のいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>3 除却の場合 1 に定める額又は耐震改修に要する費用相額のいずれか少ない額かつ除却に要する費用を限度とする。</p>	<p>次の 1 と 2 を合計した額</p> <p>1 助成対象費用の $1/3$ 以内の額。ただし、$5,000 \text{ m}^2$を超える部分については、助成対象費用の $1/6$ 以内の額とする。</p> <p>2 1 の額の $1/10$ の額</p>

※ 助成金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。ただし、耐震診断の延べ面積 3000 m^2 以上の場合で、国の直接補助を含めても助成対象費用額に満たない場合は、千円未満を切り上げるものとする。

別表第3 (第8条関係)

費用の区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修に要する費用	耐震改修に要する費用（実際の工事費）の面積当たりの単価と 76,800 円（延べ面積 1,000 m ² 未満の場合は 51,150 円）を比較して低い額から 50,200 円（延べ面積 1,000 m ² 未満の場合は、34,100 円）を引いた額を面積当たりの単価とし、当該面積当たりの単価に面積を乗じた額とする。ただし、1 棟当たり別表第2の耐震改修工事に要する費用の補助対象事業費と合わせて 768,000,000 円以内（延べ面積 1,000 m ² 未満の場合は、511,500,000 円以内）の額とする。	加算の基礎となる額の 17/30 に、2,000 円を加えた額とする（5,000 m ² を超える部分については、加算の基礎となる額の 23/60 以内の額とする。）。ただし、加算する額の限度額は、別表第1による助成額と合わせた額の 1/3 以内に 1,000 円を加えた額（5,000 m ² を超える部分については、1/3 以内の額）とし、同表で耐震改修に係る助成対象費用に対して区が助成する額を超えない範囲とする。

※ 助成金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

※ 免震工法等を含む特殊な工法により面積単価当たりの単価に 83,800 円/m²を採用した場合、又は耐震改修に要する費用（実際の工事費）の面積当たりの単価が 51,200 円/m²（延べ面積 1,000 m²未満にあっては、34,100 円）に満たない場合は、この表による加算をすることができない。